

○松阪市「空き家の終活 お助けプロジェクト」実施要綱

令和7年6月11日告示第285号

松阪市「空き家の終活 お助けプロジェクト」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家の所有者等が空家の処分（空き家の終活）を検討する際に抱える悩み事の解決を後押しし、処分につなげるため実施する「空き家の終活 お助けプロジェクト」に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。

(2) 対象空家等 本市の区域内に存する空家等（近い将来空家等となる予定のものを含む。）をいう。

(3) 対象者 対象空家等の所有者又は将来相続により所有する可能性のある者をいう。

(4) 計画書 空家等を処分するまでに要する費用、売買価格の概算金額、必要となる行政手続等の概要を整理したものをいう。

(申込み等)

第3条 計画書の情報提供を依頼しようとする対象者（以下「依頼者」という。）は、計画書情報提供依頼書兼同意書（様式第1号。以下「依頼書兼同意書」という。）に本人確認書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、計画書の情報提供を依頼することができない。

(1) 宅地建物取引業を営む者

(2) 市税等の滞納がある者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又はそれらと密接な関係を有している者

(4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

3 市長は、依頼書兼同意書の提出があった場合は、速やかに審査を行うものとし、計画書の作成を行うことを決定したときは、計画書作成決定通知書（様式第2号）により依頼者に通知するものとする。

(計画書の作成)

第4条 市長は、前条の規定による決定を行ったときは、速やかに計画書を作成するものとする。

2 市長は、計画書の作成については、委託することができるものとする。

（変更等の届出）

第5条 依頼者は、依頼書兼同意書の内容を変更しようとするとき、又は計画書の情報提供を中止しようとするときは、あらかじめ計画書情報提供依頼変更（中止）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（計画書作成の取止め）

第6条 市長は、依頼者が偽りその他不正の行為により計画書の情報提供を依頼したと認めるとき又は計画書を作成することが不可能と認めるときは、計画書の作成を取り止めることができる。

（計画書の情報提供）

第7条 市長は、計画書を作成したときは、「空き家の終活 お助けプロジェクト」に係る計画書の情報提供（様式第4号）及び「空き家の終活 お助けプロジェクト」に係る計画書（様式第5号）により依頼者に提供するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

計画書作成申込書兼同意書

（宛先）松阪市長

松阪市「空き家の終活 お助けプロジェクト」実施要綱第 3 条の規定に基づき、計画書の情報提供を次のとおり依頼します。

なお、同要綱に規定する対象者であることを確認するために、松阪市が戸籍全部事項証明書等を取得すること、固定資産税情報及び市税の納付状況を調査すること、並びに松阪市が取得した情報（市税の納付状況を除く）を委託先に提供することに同意します。

依頼者	氏 名	ふりがな	
	住 所	〒	
		—	
対象空家等	電話番号	自 宅	—
		携 帯	—
	所 在 地		
	建物所有者	☐ 依頼者と同じ	
		☐ 上記以外 依頼者との続柄（ ）	
	土地所有者	☐ 依頼者と同じ	
		☐ 上記以外 依頼者との続柄（ ）	

※本人確認書類の写しを添付してください。

年 月 日

計画書作成決定通知書

様

松阪市長

㊟

年 月 日付けで依頼のあった下記の対象空家等に係る計画書の作成を行うことを決定したので、松阪市「空き家の終活 お助けプロジェクト」実施要綱第3条の規定に基づき通知します。

記

1. 依頼番号 第 号

2. 対象空家等 所在地

年 月 日

計画書情報提供依頼変更（中止）届出書

（宛先）松阪市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

変更
情報提供を依頼した計画書を次のとおり しますので、松阪市
中 止
「空き家の終活 お助けプロジェクト」実施要綱第5条の規定に基づき届け
出ます。

依頼番号	第 号
依頼年月日	年 月 日
対象空家等	所在地
変更事項	

年 月 日

「空き家の終活 お助けプロジェクト」に係る計画書の情報提供

様

松阪市長

㊟

年 月 日付けで決定した下記の対象空家等に係る計画書を作成したので、松阪市「空き家の終活 お助けプロジェクト」実施要綱第7条の規定に基づき提供します。

記

1. 依頼番号 第 号

2. 決定年月日 年 月 日

3. 対象空家等 所在地

4. 計画書 別添のとおり

様式第5号（第7条関係）

「空き家の終活 お助けプロジェクト」に係る計画書

1. 基本情報

2. 相続登記を行うために必要な費用（概算金額）及び手続き

3. 解体を行うために必要な費用（概算金額）及び手続き

4. 敷地境界の確定を行うために必要な費用（概算金額）及び手続き

5. 土地の売買価格（概算金額）、必要な費用（概算金額）及び手続き

6. その他

（注意事項）

- ・各費用は、全て概算であり、実際に業務を行った結果によって増減します。